

## 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る「市への確認依頼申請手続きの流れ」について

利用者が、

- ① 軽度者(要支援1、要支援2、要介護1のいずれかの要介護度)であること
- ② 原則貸与の対象外種目のうち、特殊寝台及び特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト(生活環境において段差の解消が必要と認められる者に該当する者が使用するリフトを除く)を使用する事情が発生した場合であること
- ③ 認定調査票(基本調査)のチェック項目より、貸与が可能となる根拠が見出せないこと

このすべてに該当し、介護保険サービスとして福祉用具貸与を受ける場合は、利用者を担当する居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターより、市への確認依頼申請手続きをとる必要があります。

### 手順① まず主治医の判断(医学的な所見に基づく判断)をもらってください。

下記のいずれかの書類を作成又は入手してください。

- A 主治医所見聴取記録 (相模原市ホームページより書式を取得し、これをもとに作成する。)
- B 主治医意見書 (意見書中の特記事項に、「例:特殊寝台が必要」のように、具体的な福祉用具使用の必要性が記載されていること。)
- C 診断書 (相模原市ホームページより書式を得て、その書式を主治医に渡し記入してもらう。)

※(1) 確認依頼申請書に添付する書類となります。 ※必要性が認められない判断の場合は貸与はできません。

### 手順② 主治医の判断により貸与の必要性が確認された後、サービス担当者会議を実施してください。

適切なケアマネジメント結果を踏まえた記録(第4表サービス担当者会議の要点)を作成してください。(検討の結果として具体的な福祉用具使用の必要性が記載されていること。例:検討の結果、自力で起き上がりが困難なため特殊寝台の使用が必要である。)

※(2) 確認依頼申請書に添付する書類となります。 ※必要性が認められない結果の場合は貸与はできません。

### 手順③ サービス担当者会議において貸与の必要性が決定された後、確認依頼申請書の作成を行い、添付書類 ※(1)及び※(2)とともにすみやかに市 介護保険課 に提出してください。

#### 【注意事項】

- 介護保険課にて申請を受理した日から、概ね10日程度で申請事業所に**確認通知書を送付します**。この通知書により介護保険サービスとして福祉用具貸与が受けられる根拠となりますので大切に保管してください。また福祉用具貸与事業者には写しをお渡しください。  
確認通知書に記載のある**確認通知有効期間**が介護保険サービスとして福祉用具の貸与が受けられる期間となります。この期間の開始日は原則サービス担当者会議実施日となり、終了日は要介護・要支援認定有効期間の終了日と同日となります。
- したがって、介護保険サービスの対象となる福祉用具貸与は、原則サービス担当者会議実施日以後の開始より認めることとなりますので、**サービス担当者会議実施前に貸与を開始すると介護保険サービスの対象とならない場合がありますのでご注意ください、上記の手順に従い申請手続きを行ってください。**
- なお、要介護・要支援認定有効期間の終了後も利用者の状態に変動はなく継続して福祉用具貸与の可能性が高い場合は、以下のことにご留意ください。  
要介護・要支援認定の更新申請は、認定有効期間終了日の60日前から可能ですので**早めに申請してください**。  
あらためて市への確認依頼申請手続きをとる必要が生じる場合がありますので、**主治医の判断をもらうこと及びサービス担当者会議の実施について、認定有効期間終了日前までに済ませておいてください**。この場合、確認通知有効期間の開始日は認定有効期間終了日の翌日となります。
- 区分変更申請を行う予定がある場合でも、認定結果が確実に変更になるとは限りませんので、**新規の認定有効期間開始日前に上記の手順①及び手順②までを行ってください**。

ご不明な点がございましたら、早めに介護保険課 給付・指導班へお問い合わせください。

電話 042-769-8321(直通)